

HeartOne カード規約改定のお知らせ

2024 年 2 月 1 日をもって HeartOne カード規約、[アルパーク]ハートワンポイント特則、[ロイヤルホームセンター]ハートワンポイント特則、ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約及び HeartOne カードデジタル特約の改定並びに、[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則の廃止をいたします。主な改定箇所等は以下のとおりです。

■[アルパーク]ハートワンポイント特則 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| 第 18 条(適用) アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第 9 条までの規定に加え本アルパークハートワンカード特則(以下本条から第 21 条において「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。 | 第 14 条(適用) アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第 9 条までの規定に加え本アルパークハートワンカード特則(以下本条から第 17 条において「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。 |
| 第 19 条(ポイント自動移行) 略 | 第 15 条(ポイント自動移行) 略 |
| 第 20 条(ポイント自動移行の中止) 略 | 第 16 条(ポイント自動移行の中止) 略 |
| 第 21 条(本特則の変更等) 略 | 第 17 条(本特則の変更等) 略 |

【下線部は改定部分を示します。】

■[ロイヤルホームセンター]ハートワンポイント特則 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| 第 22 条(適用) ロイヤルホームセンターハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第 9 条までの規定に加え本ロイヤルホームセンターハートワンポイント特則(以下本条から第 25 条までにおいて「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。 | 第 18 条(適用) ロイヤルホームセンターハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第 9 条までの規定に加え本ロイヤルホームセンターハートワンポイント特則(以下本条から第 21 条までにおいて「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。 |
| 第 23 条(ポイント自動移行) 略 | 第 19 条(ポイント自動移行) 略 |
| 第 24 条(ポイント自動移行の中止) 略 | 第 20 条(ポイント自動移行の中止) 略 |
| 第 25 条(本特則の変更等) 略 | 第 21 条(本特則の変更等) 略 |

【下線部は改定部分を示します。】

■ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| 第 2 条(有償ポイントの発行・利用) 1. ～3. 略 (1) ～ (2) 略 4. <u>有償ポイント残高は、当社所定の方法により、確認することができます。</u> 5. ～12. 略 | 第 2 条(有償ポイントの発行・利用) 1. ～3. 略 (1) ～(2) 略 4. <u>有償ポイント残高は、有効期限内の有償ポイントを保有する会員に対して、当社が毎月送付する通知文書にて確認することができます。</u> 5. ～12. 略 |

| | |
|---|---|
| <p>第 11 条(お問い合わせ窓口) 有償ポイントに関する各種問い合わせにつきましては、下記当社窓口までご連絡ください。 ●大和ハウスフィナンシャル株式会社 〒540-0031 大阪府大阪府中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F TEL:06-6944-0900</p> | <p>第 11 条(お問い合わせ窓口) 有償ポイントに関する各種問い合わせにつきましては、下記当社窓口までご連絡ください。 ●大和ハウスフィナンシャル株式会社 〒540-0031 大阪府大阪府中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F TEL:06-6944-0900 <u>(受付時間 9:30～18:00 土日祝日、年末年始、当社指定の休日を除く)</u></p> |
|---|---|

【下線部は改定部分を示します。】

■HeartOne カードデジタル特約 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第 1 条(HeartOne カードデジタル) (1)大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める「HeartOne カード規約(全カード共有)」、「HeartOne ネットアンサー規約(「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約」、「ETC カード規約」、に加えて大和ハウスグループ各社と提携して発行する大和ハウスグループ施設提携デジタルカードについては、「大和ハウスグループ施設提携カード特約」、「<u>「[イーアスつくば]ハートワンポイント特則」</u>」、「<u>「[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則」</u>」、「<u>「[アルパーク]ハートワンポイント特則」</u>」、「<u>「[ロイヤルホームセンター]ハートワンポイント特則」</u>」(以下、総称して「関連規約」という)に加え、本特約を承認し、HeartOne カードデジタルの申込みをされ、当社が、HeartOne カードデジタルの会員になることを承認した方(以下「HeartOne カードデジタル会員」という)に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p> <p>(2) 略</p> | <p>第 1 条(HeartOne カードデジタル) (1)大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める「HeartOne カード規約(全カード共有)」、「HeartOne ネットアンサー規約(「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約」、「ETC カード規約」、に加えて大和ハウスグループ各社と提携して発行する大和ハウスグループ施設提携デジタルカードについては、「大和ハウスグループ施設提携カード特約」、「<u>「[イーアスつくば]ハートワンポイント特則」</u>」、「<u>「[アルパーク]ハートワンポイント特則」</u>」、「<u>「[ロイヤルホームセンター]ハートワンポイント特則」</u>」(以下、総称して「関連規約」という)に加え、本特約を承認し、HeartOne カードデジタルの申込みをされ、当社が、HeartOne カードデジタルの会員になることを承認した方(以下「HeartOne カードデジタル会員」という)に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p> <p>(2) 略</p> |
| <p>第 10 条(本規約の変更等の準用) HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本特約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p> | <p>第 10 条(本規約の変更等の準用) HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約(全カード共有)第 19 条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p> |

【下線部は改定部分を示します。】

■[湘南モールフィル]ハートワンポイント特則 … 全文削除